

三朝町告示第 108号

令和5年第9回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月24日

三朝町長 松 浦 弘 幸

1 期 日 令和5年12月7日 午前10時

2 場 所 三朝町議会議場

---

○開会日に応招した議員

森 貴美子

小 椋 泰 志

河 村 明 浩

吉 村 美穂子

松 原 成 利

松 原 茂 隆

能 見 貞 明

石 田 恭 二

山 口 博

藤 井 克 孝

遠 藤 勝太郎

吉 田 道 明

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

第9回 三朝町議会定例会会議録（第1日）

令和5年12月7日（木曜日）

---

議事日程

令和5年12月7日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 例月出納検査の結果報告について
- 議員派遣について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- 陳情第17号 「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書」の提出を求める陳情書
- 陳情第18号 三朝町がたまわりの湯周辺を売却することに関する陳情
- 日程第6 議案第80号 令和5年度三朝町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第7 議案第81号 令和5年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第82号 令和5年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第83号 令和5年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第84号 令和5年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第85号 令和5年度三朝町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第86号 三朝町下水道事業の設置等に関する条例の設定について
- 日程第13 議案第87号 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第88号 三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第89号 三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第90号 三朝町税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第91号 三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第18 議案第92号 三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
日程第19 議案第93号 三朝町印鑑条例の一部改正について  
日程第20 議案第94号 三朝町水道事業給水条例の一部改正について  
日程第21 議案第95号 町道路線の変更について
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
    例月出納検査の結果報告について  
    議員派遣について  
日程第4 行政報告  
日程第5 陳情の委員会付託  
    陳情第17号 「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書」の提出を求める陳情書  
    陳情第18号 三朝町がたまわりの湯周辺を売却することに関する陳情  
日程第6 議案第80号 令和5年度三朝町一般会計補正予算（第8号）  
日程第7 議案第81号 令和5年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第8 議案第82号 令和5年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第9 議案第83号 令和5年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第10 議案第84号 令和5年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第11 議案第85号 令和5年度三朝町水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第12 議案第86号 三朝町下水道事業の設置等に関する条例の設定について  
日程第13 議案第87号 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について  
日程第14 議案第88号 三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第15 議案第89号 三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第16 議案第90号 三朝町税条例の一部改正について  
日程第17 議案第91号 三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第18 議案第92号 三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
 日程第19 議案第93号 三朝町印鑑条例の一部改正について  
 日程第20 議案第94号 三朝町水道事業給水条例の一部改正について  
 日程第21 議案第95号 町道路線の変更について

---

出席議員（12名）

1番 森 貴美子	2番 小 椋 泰 志
3番 河 村 明 浩	4番 吉 村 美穂子
5番 松 原 成 利	6番 松 原 茂 隆
7番 能 見 貞 明	8番 石 田 恭 二
9番 山 口 博	10番 藤 井 克 孝
11番 遠 藤 勝太郎	12番 吉 田 道 明

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ..... 新 寛 主事 ..... 菅 田 知 佳

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	松 浦 弘 幸	副町長 .....	赤 坂 英 樹
教育長 .....	西 田 寛 司	総務課長 .....	大 村 真優美
地域振興監 .....	青 木 大 雄	会計管理者 .....	山 中 恵 子
財政課長 .....	吉 田 栄 治	町民課長 .....	山 口 良 輔
建設水道課長 .....	藤 井 和 正	福祉課長 .....	矢 吹 和 美
観光交流課長 .....	藤 井 紀 好	農林課長 .....	谷 川 篤 志
農業委員会事務局長 .....	山 本 達 哉	総務課参事 .....	竹 本 将 樹
教育総務課長 .....	安 田 寛	社会教育課長 .....	角 田 正 紀
図書館長 .....	毛 利 純		

## 午前10時02分開会

○議長（吉田 道明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第9回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の議会を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田 道明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、9番、山口博議員、10番、藤井克孝議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（吉田 道明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から15日までの9日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から15日までの9日間と決定いたしました。

9日間の日程につきましては、お手元にお配りしている日程予定表のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、9日間の日程は、日程予定表のとおりと決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（吉田 道明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査の令和5年10月分の結果報告書が監査委員から提出されておりますので、閲覧願います。

次に、議員派遣について、お手元に配付している資料のとおり派遣しましたので、報告いたし

ます。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（吉田 道明君） 日程第4、行政報告を行います。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

初めに、今年には昭和28年に三朝町が誕生してから70周年を迎えた年であり、その記念すべき日である11月1日に、町制施行70周年記念式典を開催いたしました。

当日は、台北駐大阪経済文化弁事処長様、姉妹都市である京都府城陽市副市長様、滋賀県多賀町町長様、茨城県大洗町副町長様をはじめ、町内外から多くの御来賓の皆様や関係者の方々など約250名の皆さんに出席いただき、盛大に挙行することができました。

式典では、助谷の牧田武文さんを特別功労表彰させていただいたほか、町政の発展に貢献された45名の個人と11の団体に対し功労表彰・善行表彰を行い、スポーツの分野において優秀な成績を収められた5名の皆さんに顕彰を授与いたしました。その後の記念行事では、本町ゆかりの方々による演奏披露により、式典に花を添えていただきました。

誰もが健康で生き生きと暮らし、元気あふれる地域や町をつくり、子供たちが三朝町で生まれ育ったことを誇れるようなまちづくりを目指し、第11次三朝町総合計画に掲げる「笑顔と元気があふれ輝く町」の実現に向け、町民皆さんと一丸となって今後もまちづくりを進めていかなければならないと決意を新たにいたしましたところでございます。

この秋は、10月14日に陸上自衛隊コンサート、15日にはミササロドンクラシックカーフェスタ、22日にはみさきロゲウォークと、多くの70周年記念事業が開催され、町民皆様と70周年を共にお祝いすることができました。陸上自衛隊コンサートでは、終了後に自衛隊音楽隊員による三朝中学校吹奏楽部への演奏指導も行われ、コンサートですばらしい演奏を堪能した生徒たちは、その奏者から直接指導を受けられる貴重な体験を今後には生かしていただきたいと思っております。

次に、三朝町人権尊重のまちづくり集会を11月12日、町総合文化ホールで開催し、多くの町民皆さんに参加いただく中で、人権の大切さについて理解を深めていただきました。30回目を迎える今年には、差別をなくする三朝町集会から三朝町人権尊重のまちづくり集会と名称を変更し、拉致被害者の蓮池薫さんを講師に「～夢と絆～」と題して、御自身の実体験を基に御講演いただきました。

小・中学生の人権標語優秀作品の表彰も行われ、今年は、東伯郡同和対策協議会の小学生の部の最優秀作品に、三朝小学校2年生の福山颯太さんの「ありがとう かんしゃのきもち こえに出そう」が選ばれました。今年は人権学級も多くの集落で取り組まれています。今後も人権意識の高揚に努めてまいりたいと考えています。

次に、昨年に引き続き、三朝中学校3年生を対象に、中学生による三朝町の未来を語る会を1月21日と28日の2日間で開催しました。今年は、高齢者にやさしいまちづくりや地域の魅力発信など8つのテーマを54人の生徒がそれぞれの班に分かれて、三朝町の将来に向けた課題や解決策についての提案をまとめ、発表し合いました。今後もこのような学習を通じて、本町の現状や将来に関心を持っていただく機会になればと思います。

最後に、温泉を活用した健康まちづくり事業については、今年度、基本計画の策定に取り組んでいるところですが、温泉を組み合わせた運動・スポーツの習慣化に向けた取組を始めております。三朝温泉病院の温泉プールで、理学療法士の指導を受けながら行う温泉運動浴とインストラクターの指導によるヨガ・ストレッチと旅館での入浴を組み合わせた「みさき湯ラックス」の2つの事業について、参加者の声を聞きながら、今後の取組へとつなげていきたいと考えております。

以上、行政報告といたします。

---

#### 日程第5 陳情の委員会付託

○議長（吉田 道明君） 日程第5、陳情の委員会付託を行います。

陳情第17号、「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金上げを求める意見書」の提出を求める陳情書、陳情第18号、三朝町がたまわりの湯周辺を売却することに関する陳情、以上2件の陳情は、産業民生常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第6 議案第80号 から 日程第21 議案第95号

○議長（吉田 道明君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第6から日程第21まで、16件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第6か

ら日程第21まで、すなわち議案第80号から議案第95号までの16件の議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 今期定例会に提案いたしました令和5年度の補正予算案等16件の諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第80号、令和5年度三朝町一般会計補正予算（第8号）について、主な内容を申し上げます。

まず、物価高騰対策重点支援としまして、物価高騰の影響を受けている世帯や町内の事業者等を引き続き支援することとして、必要な措置を講じております。そのほかの施策では、スマートフォンアプリを活用し、防災行政無線放送を聞くことができるよう対策を講ずるほか、鳥獣被害防止対策やスポーツの全国大会出場等に対する支援の今後の見込みに基づき、それぞれ必要な調整を行ったものでございます。また、各事業の決算見込みにより必要な調整を行うほか、人事院勧告による職員の期末勤勉手当及び月例給等の改定、その他、所要の人件費の調整を行うこととしております。

以上が今回の歳入歳出予算の補正の主な内容でございますが、これらの財源については、国・県支出金、基金繰入金等の調整を行うこととし、今期補正予算では、歳入歳出それぞれ9,480万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を90億8,954万1,000円とするものでございます。

次に、議案第81号、令和5年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、制度改正に伴うシステム改修費及び保険給付費の実績見込み等により、財源と併せて所要の調整を行ったものでございます。

議案第82号、令和5年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の実績見込みにより、所要の調整を行ったものでございます。

議案第83号、令和5年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費及び事業の実績見込み等により、財源と併せて所要の調整を行ったものでございます。

議案第84号、令和5年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業の施工時期の変更に伴い事業費を減額するなど、所要の調整を行ったものでございます。

議案第 85 号、令和 5 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 8 号）につきましては、施設の修繕費や時間外手当等を増額するなど、所要の調整を行うこととしております。

議案第 86 号、三朝町下水道事業の設置等に関する条例の設定につきましては、下水道事業と集落排水処理事業を統合し、地方公営企業法の一部を適用することに伴い、必要となる事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第 87 号、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第 88 号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正についての 2 議案につきましては、令和 5 年度の人事院勧告に基づき、特別職及び一般職員の給与について、人事院勧告に準じた措置を講じることとし、所要の改正を行うものでございます。

議案第 89 号、三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める際の従うべき基準、参酌すべき基準を定める内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第 90 号、三朝町税条例の一部改正につきましては、寄附金控除対象特定非営利活動法人の指定期間終了に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第 91 号、三朝町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第 92 号、三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、町営山田墓地の管理料の額を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第 93 号、三朝町印鑑条例の一部改正につきましては、印鑑登録証明書の電子交付申請等を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第 94 号、三朝町水道事業給水条例の一部改正につきましては、水道料金の改定を行うため、所要の改正を行うものでございます。

議案第 95 号、町道路線の変更につきましては、道路整備等に伴う町道の終点の変更を行うものでございます。

以上、今期定例会に提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

すみません、訂正をさせていただきます。先ほど、議案第 85 号の中で、議案第 3 号と言うべきところを第 8 号と言いましたので……（「補正予算」と呼ぶ者あり）補正予算（第 3 号）を（第 8 号）と間違えて説明したようです。訂正をさせていただきます。

○議長（吉田 道明君） 続いて、各議案についての細部説明を求めます。

議案第80号、令和5年度三朝町一般会計補正予算（第8号）について、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第80号、令和5年度三朝町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。議案書は5ページでございます。

今回の補正額につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ9,480万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億8,954万1,000円とするものでございます。

主な内容を事項別明細書等により、歳出から御説明申し上げます。

今回の補正では、人事院勧告を踏まえた期末勤勉手当及び月例給等の改定を行うとともに、事情の変更に伴う諸手当の額の増減について、それぞれの費目におきまして人件費の補正を行っております。また、各事業の決算見込み及び鳥取中部ふるさと広域連合の予算の補正に伴い、それぞれ調整を行うこととしております。

それでは、人件費や決算見込み以外のものにつきまして、主な内容を御説明申し上げます。

初めに、歳出から。17ページを御覧ください。総務費、中ほど、防災行政無線管理一般経費です。防災行政無線の受信状況がよくない地域が存在することから、スマートフォンアプリを利用し、防災無線放送を聞くことができるよう対策を講ずるほか、庁舎災害対策事業につきましては、庁舎電気設備の浸水対策を実施するため、工事費等について増額計上するものです。

また、18ページ、民生費、一番下、三朝町あったか燃料券配布事業（重点支援対策）につきましては、全世帯へ町内ガソリンスタンド等で使える燃料券、1世帯当たり5,000円を配付し、町民の生活を支援することとしております。

続きまして、21ページ、農林水産業費、下ほど、化学肥料低減定着対策事業につきましては、肥料価格変動の影響を受けづらい生産体制の確立と化学肥料の使用量の低減に向けた取組を支援するほか、その下、鳥獣被害防止対策につきましては、鹿、イノシシの農業被害防止のさらなる強化を図るため、国、県と協調し実施するものでございます。

このほか、22ページ、一番下、森林作業路網災害復旧対策事業として、台風7号災害により被災した森林作業道の復旧に係る経費を計上するものでございます。

続きまして、23ページ、商工費、中ほどにございます物価高騰対策重点支援としまして、三朝町プレミアム商品券発行事業、三朝温泉誘客キャンペーン事業、三朝温泉冬季直行バス運行支援金の3事業について、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施するものでございます。

また、26ページ、教育費、中ほどにございます全国・中国大会等参加助成金ですが、多くの

町民の方々が全国大会等で活躍し、今後においても全国大会等の出場が見込まれることから、支援に要する費用を増額計上するものです。

最後に、同じページの一番下、減債基金積立金でございますが、普通交付税の国の補正に伴い、後年度の臨時財政対策債の償還金措置分について、減債基金に積立てを行うこととしております。

続きまして、歳入でございます。議案書は13ページから15ページを御覧ください。

歳出で説明いたしました各事業等の財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するほか、国・県支出金、基金繰入金、町債等について、それぞれ所要の調整を行うこととしております。

また、13ページ、地方交付税につきましては、国の補正に伴い、普通交付税の追加交付があったものでございます。

以上が歳入歳出予算の補正の主な内容でございましたが、このほか、今期の補正では、戻っていただきまして、10ページ、第2表のとおり、3事業につきまして債務負担行為の補正を行うものでございます。

以上が令和5年度三朝町一般会計補正予算（第8号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第81号、令和5年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第82号、令和5年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、議案第83号、令和5年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、矢吹福祉課長。

○福祉課長（矢吹 和美君） 議案第81号、令和5年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。議案書は31ページからでございます。

35ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,321万円を増額し、予算の総額をそれぞれ7億7,921万円とするものでございます。

初めに、歳出の主な内容についてです。39ページを御覧ください。

総務費では、被保険者の出産における産前産後の保険税免除に伴うシステム改修費を計上し、次の保険給付費では、療養費及び高額療養費を実績見込みにより増額をしております。

歳入については、ページを戻っていただき、37ページからでございます。国民健康保険税を実績見込みにより減額、次の国庫支出金の子育て支援一時金補助金は新しく設定をされたもので、2万円を計上しております。次の県支出金については、歳出のシステム改修費及び保険給付費の増額補正に対応するもので、次の一般会計繰入金は、実績見込みにより減額をしております。

1 ページめくっていただきまして、前年度繰越金が確定をしておりますので、歳出の財政調整基金積立金を増額し調整をしております。以上です。

続いて、議案第 8 2 号、令和 5 年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。議案書は 4 1 ページからでございます。

4 5 ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 9 0 万 2, 0 0 0 円を追加して、予算の総額を 1 億 6 0 6 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

初めに、歳入について、4 7 ページを御覧ください。一般会計繰入金を実績見込みにより減額し、前年度繰越金を実績により増額をしております。

続いて、歳出については、4 8 ページでございます。後期高齢者医療広域連合への納付金を今年度負担金見込みにより増額をしております。以上です。

続いて、議案第 8 3 号、令和 5 年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明を申し上げます。議案書は 4 9 ページからでございます。

5 3 ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 1 0 万 9, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 3 億 2, 1 2 9 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

初めに、歳出についての主な内容です。5 6 ページを御覧ください。総務費では、介護報酬改定等に伴うシステム改修費を計上し、中部ふるさと広域連合負担金（介護認定審査費）を増額をしております。その財源としては、歳入の国、県、町の負担割合により増額をし、不足するところを歳出の財政調整基金積立金を減額し調整をしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 道明君） 議案第 8 4 号、令和 5 年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 8 5 号、令和 5 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 3 号）、議案第 8 6 号、三朝町下水道事業の設置等に関する条例の設定について、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第 8 4 号、令和 5 年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。議案書は 5 7 ページからでございますが、初めに、5 ページ進んでいただき、6 2 ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書をお願いします。今期補正予算では、歳入歳出それぞれ 8 0 万円減額し、総額を 3 億 7, 8 8 5 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

1 ページ進んでいただき、6 3 ページをお願いします。歳出の職員人件費では、施設維持管理などのために、職員が時間外に対応する手当の額を増額したいものでございます。

その下、下水道管移転補償費につきましては、鳥取県の事業であります片柴橋改修工事に伴う

三朝町の下水道管仮設工事が県のスケジュールの変更により本年度の工事が必要なくなりましたので減額したいものでございます。

その下、公共下水道管理費につきましては、今後修繕が必要となった場合に迅速に対応できるよう、修繕料を増額したいものでございます。財源につきましては、財政調整基金からの繰入れを予定しています。また、下水道管移転工事費が減額になったことに伴い、下水道管等移転補償費を減額するものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第85号、令和5年度三朝町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。議案書は65ページからでございますが、67ページをお願いいたします。

第2条、事業の予定量のうち、建設改良事業費を178万5,000円減額し、7,528万1,000円に、第3条の収益的収入及び支出の収入のうち、第1款第2項、水道事業収益の営業外収益を7万2,000円減額し、770万1,000円に、第2款第2項、簡易水道事業の営業外収益を116万2,000円増額し、3,706万6,000円に。支出のうち、第1款第1項の水道事業の営業費用を181万1,000円増額し、1億3,182万3,000円に、第2款第1項、簡易水道事業の営業費用を340万円増額し、5,897万2,000円に。その下、第4条、資本的収入及び支出の収入のうち、第1款第4項の水道事業の工事負担金を255万2,000円減額し、1,056万4,000円に。第5項、企業債を110万円増額し、5,540万円にするものでございます。すみません、1ページ進んでいただき、68ページをお願いいたします。支出の第1款第1項、水道事業の建設改良費を178万5,000円に減額し、6,718万1,000円としたいものでございます。

各科目の詳細につきましては、議案書を11ページ進んでいただき、79ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の水道事業収益及び簡易水道事業収益につきましては、補正に伴う消費税及び地方消費税還付金の増減でございます。支出につきましては、水道事業費用の配水及び給水費、及び、下から2つ目の簡易水道事業の配水及び給水費では、今後の修繕に備えた修繕料の増減。水道事業費用の総係費につきましては、国の人事院勧告を踏まえた改正を行いたいものでございます。最下段、簡易水道事業費用の総係費につきましては、職員の時間外勤務手当の額を増額したいものでございます。

ページを進んでいただき、80ページをお願いします。資本的収入及び支出の配水施設改良事業費につきましては、下水道事業と同様に、鳥取県の事業であります片柴橋改修工事に伴い実施する予定としていました水道管仮設工事が、県のスケジュール変更により本年度の工事が必要なくなりましたのでその減額と、横手ポンプ場の高圧受電機器の取替えを行う増額によるものです。

収入につきましては、支出の変更に伴い、所要の調整を行うものでございます。以上でございます。

続いて、議案第 86 号、三朝町下水道事業の設置等に関する条例の設定について御説明申し上げます。議案書は 81 ページから 88 ページでございます。

下水道事業特別会計及び集落排水処理事業特別会計に地方公営企業法を適用し、新たな下水道事業会計として運営を行うための条例を新設するものでございます。

また、地方公営企業法の適用事業となることから、これまでの特別会計から削除するとともに、適用後は所管する基金を現金として管理するため当該基金を削除するほか、関係条例の一部の改正を行うものでございます。

施行期日は令和 6 年 4 月 1 日とし、施行日の前日までに三朝町下水道事業特別会計及び三朝町集落排水処理事業特別会計に属していた剰余金、債権、債務及びその他の資産は、三朝町下水道事業会計に引き継ぐこととしております。以上でございます。

○議長（吉田 道明君） 議案第 87 号、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第 88 号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について、大村総務課長。

○総務課長（大村真優美君） 議案書は 89 ページを御覧ください。

議案第 87 号、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。令和 5 年の人事院勧告に基づき、勧告に準じて三朝町長等の給与を改正しようとするものです。

改正点は、期末手当の支給率を年間 0.1 か月分引き上げるものです。

次に、議案書 91 ページを御覧ください。議案第 88 号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について説明させていただきます。先ほどの議案と同様に、令和 5 年の人事院勧告に基づき、勧告に準じて三朝町職員の給与等を改正しようとするものです。

改正点は、期末手当、勤勉手当の支給率を、あわせて、一般職員は年間 0.1 か月分、再任用職員は年間 0.05 か月分引き上げるものです。また、給料表の改定については、令和 5 年 4 月 1 日から、若年層が属する号給を中心に俸給月額を引き上げようとするものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 道明君） 議案第 89 号、三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第 90 号、三朝町税条例の一部改正について、議案第 91 号、三朝町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第 92 号、三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 93 号、三朝町印鑑条例の一部改

正について、山口町民課長。

○町民課長（山口 良輔君） 議案第 89 号、三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書は 97 ページから 100 ページです。

改正の理由としましては、当該条例で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める際の従うべき基準、参酌すべき基準を定めている内閣府令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、引用規定の項ずれ及び読替規定の整理です。

施行日は、公布の日とします。

続いて、議案第 90 号、三朝町税条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書は 101、102 ページです。

改正の理由としましては、税法上の寄附金控除の控除対象特定非営利活動法人が更新の申出を行わなかったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、当該条例上、寄附金控除の対象としていました特定非営利活動法人十人十色について、指定期間が令和 5 年 7 月 31 日まででありましたが、更新の申出がありませんでしたので、その部分を削除します。

施行日は、公布の日とします。

続きまして、議案第 91 号、三朝町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書は 103 ページから 106 ページでございます。

改正の理由としましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、地方税法の一部が改正されました。納税義務者またはその世帯に属する被保険者の産前産後期間における国民健康保険税を免除するものとされたため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、出産被保険者に係る所得割額及び均等割額について、当該年度に属する産前産後期間相当額を減額する規定と、その届出に係る規定を設けます。

施行日は令和 6 年 1 月 1 日とし、令和 6 年 1 月以降の期間に係る国民健康保険税から適用します。

続きまして、議案第 92 号、三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書は 107 ページです。

改正の理由としましては、町営山田墓地の管理は受益者負担を原則として、使用者の年間使用

料を財源として実施しておりますが、近年の物価高騰に伴い、業務委託料も増加傾向にあることから、年間使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、令和6年4月1日より、管理料を年額3,000円から4,000円とします。特例として、令和6年度、令和7年度は4,000円を3,500円とします。

施行日は、令和6年4月1日とします。

続きまして、議案第93号、三朝町印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書は109、110ページです。

改正の理由としましては、本年11月より新たに導入しました電子申請サービスを活用し、印鑑登録証明書の交付申請ができるよう、所要の改正を行うものでございます。

印鑑登録証明書の交付申請について、マイナンバーカードを使用した電子申請ができる旨を規定し、それに伴い、役場窓口での印鑑登録証明書の交付申請に当たり、マイナンバーカードを提示した場合は印鑑登録証の提示を省略できることとします。

施行日は、公布の日とします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第94号、三朝町水道事業給水条例の一部改正について、議案第95号、町道路線の変更について、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第94号、三朝町水道事業給水条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書は111ページから113ページでございます。

主な改正は、水道給水料金のうち、超過料金の額を改定するものでございます。また、水道法の改正に伴う当該省令の読替えを行うものでございます。

水道給水料金の改定は、令和2年度を1期目として、3年ごとに全5期15年で改定することとしております。このたびは、水道給水料金のうち、超過料金の改定を行うこととしており、その内容といたしましては、1つ目として、超過料金を一律に1立方メートルにつき税抜きで5円増額するもの、2つ目として、大口利用者への緩和措置として、口径25ミリメートル以上で、一月に1,000立方メートルを超える使用水量の単価を現行と同額の135円とするものでございます。

今回の改定により、令和4年10月から令和5年9月の1年間に調定した額を基に改定に伴う影響額を試算した結果、口径ごとの基本水量を超えた使用水量により影響額が異なりますが、平均しますと、一般家庭で多く契約されています口径13ミリメートルでは一月に69円、20ミリメートルでは103円の増額となる見込みとなっております。

施行期日は令和6年4月1日とし、令和6年3月のメーター検針による使用水量に対する4月に納入する料金は従前の例とし、4月に検針し5月に納入する使用料金から適用することとしたものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第95号、町道路線の変更について御説明申し上げます。議案書は115ページでございます。

変更箇所の平面図を作成していますので、議案説明資料も併せて御覧ください。町道高橋本線につきましては、地元から、バンビセンター山側の延長168メートルについて地元で管理したいとの申出があり、町道の終点部を変更するものでございます。

町道タカガマ線につきましては、鳥取県の事業による西小鹿橋の架け替えに伴い、終点の位置を変更したいものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

---

○議長（吉田 道明君） 以上で本日の日程は終了しました。

明日は午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時49分散会

---